



福島医発第1996号(地)
平成28年10月12日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

特定接種の登録については、国民生活・国民経済安定分野の一部を除き、申請の開始を延期していましたが、平成28年10月14日より、登録システムによる申請受付を開始することとなり、厚生労働省より各都道府県および関係府省庁担当課宛に別添の事務連絡がなされ、本会に対しては日本医師会を通じて接種実施医療機関についての協力依頼がありました。

申請受付の開始により、医療分野（新型インフルエンザ等医療提供を行う事業、重大緊急医療提供を行う事業）についても、新たな登録申請が可能となります（**登録申請の締切 平成29年1月5日**）。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

なお、申請方法等の詳細につきましては、平成28年1月23日付福島医発第2772号(地)「特定接種に関する接種実施医療機関について」をご参照くださいますようお願いいたします。

※ システム操作に関するお問い合わせ先

ヘルプデスク（特定接種管理システム業者：スリーハンズ株式会社）

TEL 03-5510-3318

【本件の照会先】

厚生労働省健康局結核感染症課

新型インフルエンザ対策推進室（担当者：渡邊・山崎）

TEL:03-3595-3426 FAX:03-3506-7325 E-mail:test-tokutei@mhlw.go.jp

(地Ⅲ143F)

平成28年9月29日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について

「特定接種に関する接種実施医療機関について」は、平成28年1月8日付(地Ⅲ207)をもって貴会宛ご依頼申し上げました。

特定接種の登録については、国民生活・国民経済安定分野の一部を除き、申請の開始を延期していましたが、平成28年10月14日より、登録システムによる申請受付を開始することとなり、厚生労働省より各都道府県および関係府省庁担当課宛に別添の事務連絡がなされ、本会に対しては接種実施医療機関についての協力依頼がありました。

申請受付の開始により、医療分野(新型インフルエンザ等医療提供を行う事業、重大緊急医療提供を行う事業)についても、新たな登録申請が可能となります(登録申請の締切 平成29年1月5日)。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、管下郡市区医師会、関係医療機関、貴会会員に対する周知協力方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

※ システム操作に関するお問い合わせ先
ヘルプデスク (特定接種管理システム業者: スリーハンズ株式会社)
TEL 03-5510-3318

【本件の照会先】
厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室(担当者: 渡邊・山崎)
TEL:03-3595-3426 FAX:03-3506-7325 E-mail:test-tokutei@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
平成 28 年 9 月 27 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

特定接種に関する接種実施医療機関について（協力依頼）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の規定に基づく特定接種につきましては、日頃から御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

特定接種に関しましては、「特定接種に関する接種実施医療機関について（協力依頼）」（平成 28 年 1 月 6 日付け事務連絡）（別紙）により貴会会員への周知等、御協力をいただいておりますが、今般、10 月 14 日（金）からその申請受付を開始することといたしました。

つきましては、改めまして、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）に定められた業種に携わる事業者が、特定接種を申請するために必要な接種実施医療機関について貴会会員へ協力依頼がありました際には、御協力をいただきますようお願いいたします。

(別紙)
事務連絡
平成 28 年 1 月 6 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

特定接種に関する接種実施医療機関について（協力依頼）

新型インフルエンザ対策の推進につきましては日頃から御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）の規定に基づく特定接種につきましては「特定接種に関する医療機関の登録等について」(平成 25 年 12 月 25 日付け事務連絡)(別紙)により貴会会員への周知等、御協力をいただいておりますが、今般、新型インフルエンザ等医療の提供及び重大緊急医療の提供を行う事業者に加え、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者についても、接種実施医療機関を確保の上、特定接種対象事業者としての登録を進めていくこととなりました。

つきましては、これまでの歯科診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所に加え、国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う業種として新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）に定められた業種に携わる事業者から、特定接種を実施するために必要な接種実施医療機関について貴会会員へ協力依頼があった場合にも、同様に御協力をいただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
平成 28 年 9 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局）

新型インフルエンザ対策担当課 御中

（各都道府県及び地方自治体特定接種の登録申請内容の確認を行う担当部署 御中）

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について

新型インフルエンザ等対策の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 28 条に基づく特定接種（以下「特定接種」という。）の登録については、平成 28 年 1 月 6 日付け当室事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（医療分野）の登録について」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について」、平成 28 年 3 月 31 日付け当室事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（公務員）の報告について」を発出し、周知等を依頼したところですが、国民生活・国民経済安定分野の一部を除き、申請の開始を延期とさせていただいておりました。

これは、申請内容を確認いただく管理者のルート追加に関する御要望などを反映するため、大幅なシステムの改修を行ったことに伴うものであり、関係者の皆様には御迷惑をお掛けいたしました。

今般、別添スケジュールのとおり、申請の再開に向けた準備が整いましたので各都道府県におかれましては、お手数をお掛けいたしますが、管内の市町村及び特別区、事業者に再度周知いただくとともに、特定接種の登録に向けた所要の作業への御協力をお願いします。

別添

○ 登録のスケジュール

- ・ 各業種及び公務員の登録申請又は報告の受付開始 平成 28 年 10 月 14 日
- ・ 登録申請又は報告の締切 平成 29 年 1 月 5 日
- ・ 各業種の担当府省庁による内容確認の締切
 - 締切① 平成 29 年 1 月 25 日
 - 締切② 平成 29 年 2 月 14 日
 - 締切③ 平成 29 年 3 月 6 日

- ※ 各ルート別の締切日については、別紙「確認締切日一覧表」を御参照下さい。
- ※ 確認者が複数ある場合は、事業者への早期申請の働きかけ及び各確認者の早期確認への御協力をお願いいたします。
- ※ 震災・災害等特段の理由により締切日を超過する場合は、別途御相談願います。
- ※ システム操作に関するお問い合わせは、ヘルプデスク（特定接種管理システム業者：スリーハンズ株式会社）までお願いします。

TEL 03-5510-3318

【照会先】

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

担当者：渡邊・山崎

TEL:03-3595-3426

FAX:03-3506-7325

E-mail:test-tokutei@mhlw.go.jp

事 務 連 絡
平成 28 年 9 月 2 6 日

各関係府省庁
新型インフルエンザ等対策担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について

新型インフルエンザ等対策の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 28 条に基づく特定接種（以下「特定接種」という。）の登録については、平成 28 年 1 月 6 日付け当室事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について」を発出し、周知等を依頼したところですが、国民生活・国民経済安定分野の一部を除き、申請の開始を延期とさせていただいておりました。

これは、申請内容を確認いただく管理者のルート追加に関する御要望などを反映するため、大幅なシステムの改修を行ったことに伴うものであり、関係者の皆様には御迷惑をお掛けいたしました。

今般、別添スケジュールのとおり、申請の再開に向けた準備が整いましたので、各府省庁におかれましては、お手数をお掛けいたしますが、所管の事業者に再度周知いただくとともに、登録申請内容の御確認への御協力をお願いします。

別添

○ 登録のスケジュール

- ・ 各業種の登録申請の受付開始 平成 28 年 10 月 14 日
- ・ 登録申請の締切 平成 29 年 1 月 5 日
- ・ 各業種の担当による内容確認の締切

締切① 平成 29 年 1 月 25 日

締切② 平成 29 年 2 月 14 日

締切③ 平成 29 年 3 月 6 日

- ※ 各ルート別の締切日については、別紙「確認締切日一覧表」を参照。
- ※ 確認者が複数ある場合は、事業者への早期申請の働きかけ及び各確認者の早期確認への御協力をお願いいたします。
- ※ 震災・災害等特段の理由により締切日を超過する場合は、別途ご相談願います。
- ※ システム操作に関するお問い合わせは、ヘルプデスク（特定接種管理システム業者：スリーハnz株式会社）までお願いします。

TEL 03-5510-3318

【照会先】

厚生労働省健康局結核感染症課

新型インフルエンザ対策推進室

担当者：渡邊・山崎

TEL:03-3595-3426

FAX:03-3506-7325

E-mail:test-tokutei@mhlw.go.jp

確認締切日一覧表（医療分野、国民生活・国民経済安定分野）

No.	担当府省	事業 No.	事業の種類	公務員区 分 3 該当	事業の種類の 細目①	事業の種類の 細目②	地方公共団体 (市町村)	地方公共団体 (都道府県)	関係府省庁 (地方分支局)	関係府省庁 (原課)
1	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	○	病院	道府県	－	①（1/25ㄱ切）	－	②（2/14ㄱ切）
2	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	○	病院	保健所設置市(特別区を含む。)	①（1/25ㄱ切）	－	－	②（2/14ㄱ切）
3	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業・東京都	○	病院	東京都	－	①（1/25ㄱ切）	－	②（2/14ㄱ切）
4	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	○	診療所（歯科診療所を除く。)	都道府県	－	①（1/25ㄱ切）	－	②（2/14ㄱ切）
5	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	○	診療所（歯科診療所を除く。)	保健所設置市(特別区を含む。)	①（1/25ㄱ切）	－	－	②（2/14ㄱ切）
6	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	○	歯科診療所	都道府県	－	①（1/25ㄱ切）	－	②（2/14ㄱ切）
7	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	○	歯科診療所	保健所設置市(特別区を含む。)	①（1/25ㄱ切）	－	－	②（2/14ㄱ切）
8	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	○	薬局	都道府県	－	①（1/25ㄱ切）	－	②（2/14ㄱ切）
9	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	○	薬局	保健所設置市(特別区を含む。)	①（1/25ㄱ切）	－	－	②（2/14ㄱ切）
10	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	○	訪問看護ステーション	道府県	－	①（1/25ㄱ切）	－	②（2/14ㄱ切）
11	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業	○	訪問看護ステーション	保健所設置市(特別区を含む。)	①（1/25ㄱ切）	－	－	②（2/14ㄱ切）
12	厚生労働省	1	新型インフルエンザ等医療提供を行う事業・東京都	○	訪問看護ステーション	東京都	－	①（1/25ㄱ切）	－	②（2/14ㄱ切）
13	厚生労働省	2	重大緊急医療提供を行う事業	○	病院	道府県	－	①（1/25ㄱ切）	－	②（2/14ㄱ切）
14	厚生労働省	2	重大緊急医療提供を行う事業	○	病院	保健所設置市(特別区を含む。)	①（1/25ㄱ切）	－	－	②（2/14ㄱ切）
15	厚生労働省	2	重大緊急医療提供を行う事業・東京都	○	病院	東京都	－	①（1/25ㄱ切）	－	②（2/14ㄱ切）
16	厚生労働省	2	重大緊急医療提供を行う事業	○	診療所（歯科診療所を除く。)	都道府県	－	①（1/25ㄱ切）	－	②（2/14ㄱ切）
17	厚生労働省	2	重大緊急医療提供を行う事業	○	診療所（歯科診療所を除く。)	保健所設置市(特別区を含む。)	①（1/25ㄱ切）	－	－	②（2/14ㄱ切）
18	厚生労働省	2	重大緊急医療提供を行う事業	○	助産所	都道府県	－	①（1/25ㄱ切）	－	②（2/14ㄱ切）
19	厚生労働省	2	重大緊急医療提供を行う事業	○	助産所	保健所設置市(特別区を含む。)	①（1/25ㄱ切）	－	－	②（2/14ㄱ切）
20	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	介護保険施設	事業所、施設の指定申請、届出先：都道府県	－	①（1/25ㄱ切）	－	②（2/14ㄱ切）
21	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	介護保険施設	事業所、施設の指定申請、届出先：政令指定都市	①（1/25ㄱ切）	－	－	②（2/14ㄱ切）
22	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	介護保険施設	事業所、施設の指定申請、届出先：中核市	①（1/25ㄱ切）	－	－	②（2/14ㄱ切）
23	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	指定居宅サービス事業	事業所、施設の指定申請、届出先：都道府県	－	①（1/25ㄱ切）	－	②（2/14ㄱ切）
24	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	指定居宅サービス事業	事業所、施設の指定申請、届出先：政令指定都市	①（1/25ㄱ切）	－	－	②（2/14ㄱ切）
25	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	指定居宅サービス事業	事業所、施設の指定申請、届出先：中核市	①（1/25ㄱ切）	－	－	②（2/14ㄱ切）
26	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	指定地域密着型サービス事業		①（1/25ㄱ切）	－	－	②（2/14ㄱ切）
27	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	老人福祉施設	事業所、施設の指定申請、届出先：都道府県	－	①（1/25ㄱ切）	－	②（2/14ㄱ切）
28	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	老人福祉施設	事業所、施設の指定申請、届出先：政令指定都市	①（1/25ㄱ切）	－	－	②（2/14ㄱ切）
29	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	老人福祉施設	事業所、施設の指定申請、届出先：中核市	①（1/25ㄱ切）	－	－	②（2/14ㄱ切）
30	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	有料老人ホーム	事業所、施設の指定申請、届出先：都道府県	－	①（1/25ㄱ切）	－	②（2/14ㄱ切）
31	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	有料老人ホーム	事業所、施設の指定申請、届出先：政令指定都市	①（1/25ㄱ切）	－	－	②（2/14ㄱ切）
32	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	有料老人ホーム	事業所、施設の指定申請、届出先：中核市	①（1/25ㄱ切）	－	－	②（2/14ㄱ切）
33	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	障害福祉サービス事業	居宅介護	①（1/25ㄱ切）	②（2/14ㄱ切）	－	③（3/6ㄱ切）
34	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	障害福祉サービス事業	重度訪問介護	①（1/25ㄱ切）	②（2/14ㄱ切）	－	③（3/6ㄱ切）
35	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	障害福祉サービス事業	同行援護	①（1/25ㄱ切）	②（2/14ㄱ切）	－	③（3/6ㄱ切）
36	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	障害福祉サービス事業	行動援護	①（1/25ㄱ切）	②（2/14ㄱ切）	－	③（3/6ㄱ切）
37	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	障害福祉サービス事業	共同生活援助	①（1/25ㄱ切）	②（2/14ㄱ切）	－	③（3/6ㄱ切）
38	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	障害者支援施設	障害者支援施設	①（1/25ㄱ切）	②（2/14ㄱ切）	－	③（3/6ㄱ切）
39	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	障害児入所支援施設	福祉型障害児入所施設	①（1/25ㄱ切）	②（2/14ㄱ切）	－	③（3/6ㄱ切）
40	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	救護施設	事業所、施設の指定申請、届出先：都道府県	－	①（1/25ㄱ切）	－	②（2/14ㄱ切）
41	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	救護施設	事業所、施設の指定申請、届出先：政令指定都市	①（1/25ㄱ切）	－	－	②（2/14ㄱ切）
42	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	救護施設	事業所、施設の指定申請、届出先：中核市	①（1/25ㄱ切）	－	－	②（2/14ㄱ切）
43	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	児童福祉施設	事業所、施設の指定申請、届出先：都道府県	－	①（1/25ㄱ切）	－	②（2/14ㄱ切）
44	厚生労働省	3	社会保険・社会福祉・介護事業	○	児童福祉施設	事業所、施設の指定申請、届出先：市	①（1/25ㄱ切）	－	－	②（2/14ㄱ切）
45	厚生労働省	4	医薬品・化粧品等卸売業		医薬品卸売販売業		－	－	－	①（1/25ㄱ切）
46	厚生労働省	5	医薬品製造業		医薬品製造販売業		－	－	－	①（1/25ㄱ切）
47	厚生労働省	5	医薬品製造業		医薬品製造業		－	－	－	①（1/25ㄱ切）
48	厚生労働省	6	医療機器修理業		医療機器修理業		－	－	－	①（1/25ㄱ切）
49	厚生労働省	7	医療機器販売業		医療機器販売業		－	－	－	①（1/25ㄱ切）
50	厚生労働省	8	医療機器貸与業		医療機器貸与業		－	－	－	①（1/25ㄱ切）
51	厚生労働省	9	医療機器製造業		医療機器製造販売業		－	－	－	①（1/25ㄱ切）
52	厚生労働省	9	医療機器製造業		医療機器製造業		－	－	－	①（1/25ㄱ切）
53	厚生労働省	10	再生医療等製品販売業		再生医療等製品販売業		－	－	－	①（1/25ㄱ切）
54	厚生労働省	11	再生医療等製品製造業		再生医療等製品製造販売業		－	－	－	①（1/25ㄱ切）
55	厚生労働省	11	再生医療等製品製造業		再生医療等製品製造業		－	－	－	①（1/25ㄱ切）
56	経済産業省	12	ガス業	○	ガス業	岐阜県・中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局電力・ガス課	－	①（1/25ㄱ切）	－	②（2/14ㄱ切）
57	経済産業省	12	ガス業	○	ガス業	静岡県・関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課	－	①（1/25ㄱ切）	－	②（2/14ㄱ切）

4月15日
申請開始

No.	担当府省	事業 No.	事業の種類	公務員区 分 3 該当	事業の種類の 細目①	事業の種類の 細目②	地方公共団体 (市町村)	地方公共団体 (都道府県)	関係府省庁 (地方分支局)	関係府省庁 (原課)	4月15日 申請開始
58	経済産業省	12	ガス業	○	ガス業	その他	-	-	① (1/25ㄱ切)	② (2/14ㄱ切)	
59	財務省	13	銀行業(中央銀行、政府関係金融機関)		中央銀行		-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
60	財務省	13	銀行業(中央銀行、政府関係金融機関)		政府関係金融機関 (沖縄振興開発金融公庫を除く。)		-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
61	内閣府	13	銀行業(中央銀行、政府関係金融機関)		沖縄振興開発金融公庫総務部総務課		-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
62	国土交通省	14	空港管理業	○	空港機能施設事業	航空局管内	-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
63	国土交通省	14	空港管理業	○	空港機能施設事業	東京航空局管内	-	-	① (1/25ㄱ切)	② (2/14ㄱ切)	○
64	国土交通省	14	空港管理業	○	空港機能施設事業	大阪航空局管内	-	-	① (1/25ㄱ切)	② (2/14ㄱ切)	○
65	国土交通省	15	航空輸送業	○	航空運送業	航空局管内	-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
66	国土交通省	15	航空輸送業	○	航空運送業	東京航空局管内	-	-	① (1/25ㄱ切)	② (2/14ㄱ切)	○
67	国土交通省	15	航空輸送業	○	航空運送業	大阪航空局管内	-	-	① (1/25ㄱ切)	② (2/14ㄱ切)	○
68	国土交通省	16	水運業		外航海運業		-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
69	国土交通省	16	水運業		船舶貸渡業	外航船舶貸渡業	-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
70	国土交通省	16	水運業		船舶貸渡業	内航船舶貸渡業	-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
71	国土交通省	16	水運業		沿海海運業	一般旅客定期航路事業	-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
72	国土交通省	16	水運業		沿海海運業	内航海運事業	-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
73	国土交通省	16	水運業		内陸水運業	一般旅客定期航路事業	-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
74	国土交通省	16	水運業		内陸水運業	内航海運事業	-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
75	総務省	17	通信業		固定電気通信業	①電気通信事業法第16条第1項の規定による届出をした者に限る。	-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
76	総務省	17	通信業		固定電気通信業	②東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びN T T コミュニケーションズ株式会社に限る。	-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
77	総務省	17	通信業		固定電気通信業	③①又は②のいずれにも該当しない者。	-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
78	総務省	17	通信業		移動電気通信業	①電気通信事業法第16条第1項の規定による届出をした者に限る。	-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
79	総務省	17	通信業		移動電気通信業	②株式会社N T T ドコモに限る。	-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
80	総務省	17	通信業		移動電気通信業	③①又は②のいずれにも該当しない者。	-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
81	国土交通省	18	鉄道業	○	鉄道業		-	-	北海道運輸局 ① (1/25ㄱ切) 東北運輸局 ① (1/25ㄱ切) 北陸信越運輸局 ① (1/25ㄱ切) 関東運輸局 ① (1/25ㄱ切) 中部運輸局 ① (1/25ㄱ切) 近畿運輸局 ① (1/25ㄱ切) 中国運輸局 ① (1/25ㄱ切) 四国運輸局 ① (1/25ㄱ切) 九州運輸局 ① (1/25ㄱ切) 内閣府沖縄総合事務局 ① (1/25ㄱ切)	② (2/14ㄱ切)	○
82	経済産業省	19	電気業	○	電気業		-	-	-	① (1/25ㄱ切)	
83	国土交通省	20	道路貨物運送業		一般貨物自動車運送業		-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
84	国土交通省	21	道路旅客運送業	○	一般乗合旅客自動車運送業		-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
85	国土交通省	21	道路旅客運送業	○	患者等搬送事業		-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
86	総務省	22	放送業		公共放送業		-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
87	総務省	22	放送業		民間放送業	テレビジョン放送業 (衛星放送業を除く。) ラジオ放送業 (衛星放送業を除く。)	-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
88	総務省	22	放送業		民間放送業	衛星放送業	-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
89	総務省	23	郵便業		郵便業		-	-	-	① (1/25ㄱ切)	○
90	経済産業省	24	映像・音声・文字情報制作業		新聞業		-	-	-	① (1/25ㄱ切)	
91	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		銀行	都市・信託・その他銀行、外国銀行支店	-	-	-	① (1/25ㄱ切)	
92	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		銀行	ゆうちょ銀行	-	-	-	② (2/14ㄱ切)	
93	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		銀行	整理回収機構	-	-	-	② (2/14ㄱ切)	
94	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		銀行	地方・第二地方銀行 (埼玉りそなを含む。)	-	-	① (1/25ㄱ切)	② (2/14ㄱ切)	
95	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業 (商工組合中央金庫を除く。)	信金中央金庫	-	-	-	② (2/14ㄱ切)	
96	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業 (商工組合中央金庫を除く。)	信用金庫	-	-	① (1/25ㄱ切)	② (2/14ㄱ切)	
97	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業 (商工組合中央金庫を除く。)	信用金庫・北海道財務局	-	-	① (1/25ㄱ切)	② (2/14ㄱ切)	
98	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業 (商工組合中央金庫を除く。)	信用金庫・函館財務事務所	-	-	① (1/25ㄱ切)	② (2/14ㄱ切)	
99	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業 (商工組合中央金庫を除く。)	信用金庫・旭川財務事務所	-	-	① (1/25ㄱ切)	② (2/14ㄱ切)	
100	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業 (商工組合中央金庫を除く。)	信用金庫・釧路財務事務所	-	-	① (1/25ㄱ切)	② (2/14ㄱ切)	
101	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業 (商工組合中央金庫を除く。)	信用金庫・帯広財務事務所	-	-	① (1/25ㄱ切)	② (2/14ㄱ切)	
102	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業 (商工組合中央金庫を除く。)	信用金庫・小樽出張所	-	-	① (1/25ㄱ切)	② (2/14ㄱ切)	
103	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業 (商工組合中央金庫を除く。)	信用金庫・北見出張所	-	-	① (1/25ㄱ切)	② (2/14ㄱ切)	
104	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業 (商工組合中央金庫を除く。)	全国信用協同信用組合連合会	-	-	-	① (1/25ㄱ切)	
105	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業 (商工組合中央金庫を除く。)	信用組合	-	-	① (1/25ㄱ切)	② (2/14ㄱ切)	
106	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業 (商工組合中央金庫を除く。)	信用組合・北海道財務局	-	-	① (1/25ㄱ切)	② (2/14ㄱ切)	

No.	担当府省	事業 No.	事業の種類	公務員区 分 3 該当	事業の種類の 細目①	事業の種類の 細目②	地方公共団体 (市町村)	地方公共団体 (都道府県)	関係府省庁 (地方分支局)	関係府省庁 (原課)
107	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業(商工組合中央金庫を除く。)	信用組合・函館財務事務所	-	-	① (1/25 ㇏切)	② (2/14 ㇏切)
108	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業(商工組合中央金庫を除く。)	信用組合・釧路財務事務所	-	-	① (1/25 ㇏切)	② (2/14 ㇏切)
109	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業(商工組合中央金庫を除く。)	信用組合・帯広財務事務所	-	-	① (1/25 ㇏切)	② (2/14 ㇏切)
110	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業(商工組合中央金庫を除く。)	労働金庫連合会	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
111	金融庁	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業(商工組合中央金庫を除く。)	労働金庫	-	-	① (1/25 ㇏切)	② (2/14 ㇏切)
112	経済産業省	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		中小企業等金融業(商工組合中央金庫に限る。)		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
113	農林水産省	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		農林水産金融業	(農林中央金庫、北海道信用農業協同組合連合会)	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
114	農林水産省	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		農林水産金融業	(信用農業協同組合連合会(北海道を除く。))	-	-	① (1/25 ㇏切)	② (2/14 ㇏切)
115	農林水産省	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		農林水産金融業	(農業協同組合(北海道の地域において信用事業を行うものに限る。))	-	① (1/25 ㇏切)	-	② (2/14 ㇏切)
116	農林水産省	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		農林水産金融業	(農業協同組合(北海道以外の地域において信用事業を行うものに限る。))	-	① (1/25 ㇏切)	② (2/14 ㇏切)	③ (3/6 ㇏切)
117	農林水産省	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		農林水産金融業	信用漁業協同組合連合会(京都府及び沖縄県を除く。)	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
118	農林水産省	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		農林水産金融業	信用漁業協同組合連合会(うち京都府信用漁業協同組合連合会に限る。)	-	① (1/25 ㇏切)	-	② (2/14 ㇏切)
119	農林水産省	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		農林水産金融業	信用漁業協同組合連合会(うち沖縄県信用漁業協同組合連合会に限る。)	-	-	① (1/25 ㇏切)	② (2/14 ㇏切)
120	農林水産省	25	銀行業(銀行、中小企業等金融業、農林水産金融業)		農林水産金融業	漁業協同組合(信用事業に係るものに限る。)	-	① (1/25 ㇏切)	-	② (2/14 ㇏切)
121	国土交通省	26	河川管理・用水供給業	○	河川管理業		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
122	国土交通省	26	河川管理・用水供給業	○	用水供給業		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
123	経済産業省	27	工業用水道業	○	工業用水道業		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
124	国土交通省	28	下水道業	○	下水道処理施設維持管理業		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
125	国土交通省	28	下水道業	○	下水道管路施設維持管理業		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
126	厚生労働省	29	上水道業	○	上水道業	-	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
127	金融庁	30	金融証券決済事業		全国銀行資金決済ネットワーク	全国銀行資金決済ネットワーク	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
128	金融庁	30	金融証券決済事業		金融決済システム	統合 A T M スイッチングサービス	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
129	金融庁	30	金融証券決済事業		金融決済システム	マルチペイメントネットワーク	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
130	金融庁	30	金融証券決済事業		金融決済システム	外国為替円決済	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
131	金融庁	30	金融証券決済事業		金融決済システム	全国銀行個人信用情報センター	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
132	金融庁	30	金融証券決済事業		金融決済システム	C L S 、 S W I F T	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
133	金融庁	30	金融証券決済事業		金融決済システム	短資会社	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
134	金融庁	30	金融証券決済事業		金融決済システム	手形交換所	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
135	金融庁	30	金融証券決済事業		金融決済システム	電子債権記録機関	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
136	金融庁	30	金融証券決済事業		金融決済システム	しんきん情報システムセンター、しんきん共同センター、情報サービス	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
137	金融庁	30	金融証券決済事業		金融決済システム	信組情報サービス、メイブルひろしま	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
138	金融庁	30	金融証券決済事業		金融決済システム	全国漁協オンラインセンター	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
139	金融庁	30	金融証券決済事業		金融商品取引所等		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
140	金融庁	30	金融証券決済事業		金融商品取引精算機関		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
141	金融庁	30	金融証券決済事業		振替機関		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
142	経済産業省	31	石油・鉱物卸売業		石油卸売業	石油卸売業(L P を含む)	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
143	経済産業省	31	石油・鉱物卸売業		石油卸売業	石油卸売業(L P を除く)	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
144	経済産業省	32	石油製品・石炭製品製造業		石油精製業		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
145	経済産業省	33	熱供給業		熱供給業		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
146	経済産業省	34	飲食品小売業		コンビニエンスストア		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
147	農林水産省	34	飲食品小売業		各食料品小売業		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
148	経済産業省	35	各種商品小売業		百貨店・総合スーパー		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
149	農林水産省	36	食料品製造業		缶詰・農産保存食料品製造業		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
150	農林水産省	36	食料品製造業		精穀・製粉業	(精米業、米粉製造業)	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
151	農林水産省	36	食料品製造業		精穀・製粉業	(精麦業、小麦粉製造業)	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
152	農林水産省	36	食料品製造業		精穀・製粉業	(そば粉製造業)	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
153	農林水産省	36	食料品製造業		精穀・製粉業	(大豆粉、とうもろこし粉、その他穀粉製造業)	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
154	農林水産省	36	食料品製造業		パン・菓子製造業	(パン製造業)	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
155	農林水産省	36	食料品製造業		パン・菓子製造業	(菓子製造業)	-	-	-	① (1/25 ㇏切)
156	農林水産省	36	食料品製造業		レトルト食品製造業		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
157	農林水産省	36	食料品製造業		冷凍食品製造業		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
158	農林水産省	36	食料品製造業		めん類製造業		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
159	農林水産省	36	食料品製造業		処理牛乳・乳飲料製造業		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
160	農林水産省	37	飲食品小売業		食料品スーパー		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
161	農林水産省	37	飲食品卸売業		食料・飲料卸売業		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
162	農林水産省	37	飲食品卸売業		卸売市場関係者		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
163	経済産業省	38	燃料小売業(LPガス及びガソリンスタンドに限る。)		燃料小売業		-	-	-	① (1/25 ㇏切)
164	経済産業省	39	その他の生活関連サービス業		冠婚葬祭業	冠婚葬祭互助会	-	-	① (1/25 ㇏切)	② (2/14 ㇏切)

4月15日
申請開始

○

○

○

○

○

No.	担当府省	事業 No.	事業の種類	公務員区 分 3 該当	事業の種類の 細目①	事業の種類の 細目②	地方公共団体 (市町村)	地方公共団体 (都道府県)	関係府省庁 (地方分支局)	関係府省庁 (原課)
165	経済産業省	39	その他の生活関連サービス業		冠婚葬祭業	全日本葬祭業協同組合連合会	-	-	-	② (2/14 〆切)
166	厚生労働省	39	その他の生活関連サービス業	○	火葬・墓地管理業		-	① (1/25 〆切)	-	① (1/25 〆切)
167	経済産業省	40	その他小売業		ドラッグストア		-	-	-	① (1/25 〆切)
168	環境省	41	廃棄物処理業	○	産業廃棄物処理業	許可自治体：政令市	① (1/25 〆切)	-	-	② (2/14 〆切)
169	環境省	41	廃棄物処理業	○	産業廃棄物処理業	許可自治体：都道府県	-	① (1/25 〆切)	-	② (2/14 〆切)

4月15日
申請開始

確認締切日一覧表（公務員）

NO.	担当府省庁	事業の種類	事業の種類 細目①	事業の種類 細目②	地方公共団体 (市町村)	地方公共団体 (都道府県)	関係府省庁 (地方分支分部局)	確認を行う府省庁
1	－	政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	政府対策本部員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
2	－	政府対策本部の事務	政府対策本部事務局職員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
3	－	政府が行う意思決定・重要政策の企画立案にかかわる業務、閣議関係事務	内閣官房職員（官邸・閣議関係職員）	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
4	－	政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	基本的対処方針等諮問委員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
5	－	各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	各府省庁政務三役（大臣・副大臣・大臣政務官）	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
6	－		秘書官	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
7	－	各府省庁の新型コロナウイルス等対策の中核を担う本部事務	各府省庁対策本部構成員・各府省庁対策幹事会構成員・各府省庁対策本部事務局担当者	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
10	－	諸外国との連絡調整、在外邦人支援	在外公館職員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
11	－	検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化（検疫実施空港、港における水際対策・検疫事務）	検疫所職員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
12	－		動物検疫所職員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
13	－		入国管理局職員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
14	－		税関職員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
15	－	国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	国立感染症研究所職員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
16	－	緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	内閣法制局職員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
17	－	都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	都道府県対策本部員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
18	－	都道府県対策本部の事務	都道府県対策本部事務局職員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
19	－	市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	市町村対策本部員	－	－	①（1/25≠切）	－	②（2/14≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
20	－	市町村対策本部の事務	市町村対策本部事務局職員	－	－	①（1/25≠切）	－	②（2/14≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
21	－	新型コロナウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	地方衛生研究所職員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 厚生労働省健康局健康課
22	－	住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	保健所職員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 厚生労働省健康局健康課
23	－		市町村保健師	－	－	－	－	①（1/25≠切） 厚生労働省健康局健康課
24	－		市町村保健センター職員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 厚生労働省健康局健康課
25	－	新型コロナウイルス等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	国会議員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
26	－		国会議員公設秘書（政策担当秘書、公設第一秘書、公設第二秘書）	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
27	－	新型コロナウイルス等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	地方議会議員	都道府県	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
28	－			市町村	－	①（1/25≠切）	－	②（2/14≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
29	－	国会の運営	衆議院事務局職員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
30	－		参議院事務局職員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
31	－	地方議会の運営	地方議会関係職員	都道府県	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
32	－			市町村	－	①（1/25≠切）	－	②（2/14≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
33	－	緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	衆議院法制局職員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
34	－		参議院法制局職員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
35	－	令状発付に関する事務	裁判所職員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
36	－	勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	検察官	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
37	－	刑事施設等（刑務所、拘留所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	刑事施設等職員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
38	－	医療施設等の周辺における警戒活動等、犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	警察職員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
39	－	救急 消火、救助等	消防職員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
40	－		消防団員	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
41	－		都道府県の航空消防隊	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
42	－		救急搬送事務に従事する職員（消防本部を置かない市町村において救急搬送事務を担当することとされている職員に限る。）	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室
43	－	事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船舶・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	海上保安官	－	－	－	－	①（1/25≠切） 内閣官房新型コロナウイルス等対策室

NO.	担当府省庁	事業の種類	事業の種類 細目①	事業の種類 細目②	地方公共団体 (市町村)	地方公共団体 (都道府県)	関係府省庁 (地方分支分部局)	確認を行う府省庁
44	－	防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家さんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	防衛省職員	－	－	－	－	①（1/25㍻切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
45	－	国家の危機管理に関する事務	内閣官房職員	－	－	－	－	①（1/25㍻切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室
46	－		各府省庁職員	－	－	－	－	①（1/25㍻切） 内閣官房新型インフルエンザ等対策室